

(補足)

「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」
要望調査に係る事業要件の考え方

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領(以下「国実施要領」という)を踏まえ、事業要望に係る事業要件は以下のとおりとする。

1 事業要件

国実施要領に基づき、以下の要件を満たしていること。

- (1) 追加防除する圃場が集落単位又は20ha以上の連坦圃場であること。
- (2) 追加防除以前に県が示す推奨防除 2回を実施していることが書類等で確認できること。
- (3) 追加防除前に以下の調査を実施し、調査結果の値が要防除水準を超えていること。

ア すくい取り調査の実施時期

地域(集落単位又は20ha以上の連坦圃場)において2回目の防除の終了後にすくい取り調査を実施する。

イ 要防除水準

20回すくい取り1頭以上(圃場内)

ウ 調査方法

- ・調査箇所は5カ所調査/1地域とし、最大・最小の数値を除く3カ所の平均値を要防除水準と比較
- ・地域内の5カ所は偏りの無いようできるだけ均一に選択
- ・同じ品種で同様な生育段階(穂の熟期)の圃場で行う。
- ・畔際から5列以上内側で調査を行う。
- ・1カ所20回すくい取り/1圃場とする。

- (4) 収穫後に次期作に向けて斑点米カメムシ類の低減のため、残渣の鋤き込みや畦畔の刈取等の管理に取り組むこと。

2 必要書類

- ・事業実施計画書(国実施要領「別記様式第1号」,「別記様式第1号別添」)
- ・集落単位又は20ha以上の連坦圃場であることが確認できる資料(地図等)
- ・推奨防除2回を実施していることが確認できる書類

(確認書類例：農薬購入記録、在庫管理表、防除委託の領収書等)

- ・すくい取り調査結果(任意様式)

3 その他

事業実施期間は令和7年8月7日～10月31日までとなります。

すくい取り調査の実施前に追加防除を実施したほ場については、本事業の対象外となります。

(3) 3回目の追加防除にあたっては、農薬のラベルに記載されている収穫前日数に十分注意してください。

(4) 今回設定した要防除水準については、今回の事業に対応するための暫定的な水準とします。